

## 令和3年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業に係る 事業計画書等評価基準

本書は、「令和3年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」の事業者の決定に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。

### 1. 採点の手続き

提出された事業計画書等は、令和3年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業採点票の各評価項目の評価基準に沿って、以下のとおり採点を行う。

#### [基準]

- A：非常に有用な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・10点
- B：有用な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・7点
- C：提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・5点  
(標準と考えられる提案内容)
- D：劣る提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・3点
- E：特に劣る提案がされている、提案がなされていない・・・・・・・・・・0点

### 2. 事業者の決定方法

複数の評価者により採点された各評価者の採点結果(点数)を合計し、最も高い得点を得た事業計画書等を提案した事業者を「令和3年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業」の事業者として決定する。

# 令和3年度養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

## 採点票

提案者番号：

評価項目	評価基準	採点欄
1 事業目的	・ 事業内容が目的と整合しているか	
2 事業内容	・ 事業内容が具体的かつ詳細か	
	・ 多くの参加者が受講できるような創意工夫が見られるか	
3 実施方法	・ 適切な事業実施方法が提案されているか	
	・ 事業成果を高めるための独自性のある内容が盛り込まれているか	
	・ オンラインによる研修実施方法等の感染症対策の具体的な内容が提案されているか	
4 スケジュール	・ 事業スケジュールは実現可能なものとなっているか	
5 組織体制等	・ 業務遂行のための必要な経営基盤及び組織体制（人員等）が整っているか	
	・ 研修事業に関する過去の実績を十分に有しているか	
	・ 児童福祉分野に関する識見を十分に有しているか	

合計

--